

令和 4 年 1 0 月 1 2 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

電力スポット市場における余剰全量供出の未達について

令和 4 年 8 月から 9 月にかけて、電力スポット市場において、大手電力事業者による余剰全量供出の未達があったため、電力・ガス取引監視等委員会は、これらの事案に関し調査確認の上、業務改善指導を行いました。

1. 概要

電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、大手電力事業者に対して、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、JEPX という）スポット市場において余剰全量の売り入札を行ったことを示すデータの提供を求め、これを確認しているところ（令和 3 年 6 月 29 日 当委員会プレスリリース）。

同確認の過程や、事業者からの申告により、余剰全量の市場供出が達成できていなかった事例が複数あったことが判明したため、下記のとおりお知らせします。

- 8 月 11 日受渡し分 北海道電力株式会社
入札価格の算定を誤ったことでシステムのエラーを招いたため、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が計 6.4GWh 減少した。
（なお、同日同社買い入札予定分計 13.4GWh も減少。）
これにより、同日の複数のコマにおいて、約定価格が数円から十数円程度変動した可能性がある。
- 8 月 31 日受渡し分 北陸電力株式会社
入札量・入札価格の設定を誤り、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が 0.4GWh 減少した。
これにより、同日の特定のコマにおいて、約定価格が数銭程度上昇した可能性がある。
- 9 月 16 日受渡し分 中国電力株式会社
システム更新を行わなかったため、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が 15.99GWh 減少した。
（なお、同日同社買い入札予定分計 8.4GWh も減少。）
これにより、同日の複数のコマにおいて、約定価格が数円から十数円程度変動した可能性がある。

2. 当委員会の対応

上記各事案につき事業者ヒアリング・現地調査等により事実関係の調査を実施したところ、いずれも市場相場を変動させる意図は確認されなかったものの、今後同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、実際に約定価格が大きく変動した可能性等を考慮して、各社に対し再発防止を徹底するよう、以下のとおり文書による業務改善指導を実施しました。

【北海道電力株式会社】

- (1) 今後、同様の行為を含む問題行為をしないよう、スポット市場への入札に係る業務フローの見直し及び入札に係るシステムの改修も含めた再発防止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。
- (2) 前記(1)に伴い、規程・マニュアルの改訂、及び、入札業務に従事する者への研修を実施し、関係者に周知徹底すること。
- (3) 前記(1)に基づいて講じた措置並びに前記(2)に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和4年11月30日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

【北陸電力株式会社】

- (1) 今後、同様の行為を含む問題行為をしないよう、スポット市場への入札に係る業務フロー及び業務体制の見直し並びに入札に係るシステムの改修も含めた再発防止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。
- (2) 万が一、余剰電力の全量の売り入札を行わない事態を再び生じさせた場合には、速やかに当委員会及び卸電力取引所に連絡するとともに、時間前市場への供出等、卸電力市場への影響を抑制するために必要な措置を講ずること。
- (3) 前記(1)及び(2)に伴い、規程・マニュアルの改訂、及び、入札業務に従事する者への研修を実施し、関係者に周知徹底すること。
- (4) 前記(1)及び(2)に基づいて講じた措置並びに前記(3)に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和4年11月30日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

【中国電力株式会社】

- (1) 今後、同様の行為を含む問題行為をしないよう、スポット市場への入札に係るシステムの管理体制の見直しやシステム改修も含めた再発防止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。
- (2) 前記(1)に伴い、規程・マニュアルの改訂、及び、入札業務に従事する者への研修を実施し、関係者に周知徹底すること。
- (3) 前記(1)に基づいて講じた措置並びに前記(2)に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和4年11月30日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引制度企画室長 東
担当者:住田、上條、竹内、小林、藤本
電話:03-3501-1552(直通)